

野洲市病院事業の設置等に関する条例

(病院事業の設置等)

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野洲市民病院	野洲市小篠原 2203 番地 1

(法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第1項の規定により、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

内科 小児科 外科 整形外科 婦人科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 人工透析内科

3 病床数は、一般病床199床とする。

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、野洲市民病院を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合の当該賠償責任に係る賠償額は、100,000円以上とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が1,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が500,000円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(病院事業の設置等に関する経過措置)

2 第1条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日から平成32年9月30日までの間に限り、同項中「野洲市民病院」とあるのは「市立野洲病院」と、「野洲市小篠原2203番地1」とあるのは「野洲市小篠原1094番地」とする。

(管理者に関する経過措置)

3 第2条の規定にかかわらず、付則第1項ただし書に規定する施行の日から平成31年3月31日までの間は、法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、病院事業に第4条に規定する管理者を置かないものとする。

(組織に関する経過措置)

4 第4条の規定の適用については、付則第1項ただし書に規定する施行の日から平成31年3月31日までの間に限り同条中「病院事業の管理者」とあるのは「病院事業の管理者の権限を行う市長」と、この条例の施行の日から平成32年9月30日までの間に限り同条中「野洲市民病院」とあるのは「市立野洲病院」とする。

(業務状況説明書類の提出に関する経過措置)

5 第8条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に限り、同条見出し中「提出」とあるのは「作成」と、同条第1項中「管理

者」とあるのは「市長」と、「市長に提出し」とあるのは「作成し」と、同条第2項中「提出する」とあるのは「作成する」と、「管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「提出する」とあるのは「作成する」と、「管理者」とあるのは「市長」と、「提出し」とあるのは「作成し」とする。

(委任に関する経過措置)

6 第9条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に限り、同条中「管理者」とあるのは「市長」とする。

(野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例の一部改正)

7 野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例(平成28年野洲市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「野洲市小篠原2203番1ほか」を「野洲市小篠原2203番地1」に、「(仮称)野洲市民病院」を「野洲市民病院」に改める。

第6条中「(仮称)野洲市民病院」を「野洲市民病院」に改める。